

## 府内産農産物継続生産支援事業実施要領

令和 2 年 8 月 3 日  
2 農産第 6 3 6 号  
一部改正 令和 2 年 1 2 月 1 日  
2 農産第 9 5 6 号  
一部改正 令和 3 年 3 月 1 0 日  
3 農産第 1 8 2 号

### 第 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、府内産農産物の需要が減少し、農業者の経営が圧迫されることや産地の縮小が懸念される。

そこで、これらの農業者や産地を支えるため、農業者が組織する団体が行う再生産に向けた取組に対して支援を行う。

### 第 2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業種目で構成し、それぞれの事業実施主体、対象作物、採択要件、補助率、支援単価及び助成金の額については、別表に掲げるとおりとする。

- (1) I 型
- (2) II 型

### 第 3 事業の実施等

#### 1 補助金交付申請等

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、補助金等の交付に関する規則（昭和 3 5 年京都府規則第 2 3 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、補助金交付申請書（第 1 号様式）に事業実施計画書（第 2 号様式）を付して知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体が規則第 9 条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出しその承認を受けなければならない。ただし、変更の承認を受けなければならない事項は次に掲げるものとする。

ア 事業の中止

イ 事業実施主体の変更（構成員の追加及び削除）

ウ 補助金の額の増

エ 補助金の額の 3 割以上の減

#### 2 実績報告

事業実施主体は、交付決定後30日以内に規則第13条に定める事業実績報告書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

#### 第4 助成措置

知事は、事業実施主体に対し、当該事業に係る経費を予算の範囲内において助成するものとする。

#### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

##### 附 則（2農産第636号）

この実施要領は、令和2年4月1日以降の取組について適用する。

##### 附 則（2農産第956号）

この実施要領は、令和2年12月1日から適用する。

##### 附 則（3農産第182号）

- 1 この実施要領は、令和3年3月10日から適用する。
- 2 この実施要領の施行日前に、改正前の府内産農産物継続生産支援事業実施要領に基づき交付決定を受けた事業については、従前の例により実施する。

## 別表

事業種目	事業実施主体	対象作物	採択要件	補助率、支援単価及び助成金の額												
I型	3戸以上の府内の販売農家で組織する団体	<p>1 茶</p> <p>2 京野菜 京都府特産物育成協議会が定めた重点推進品目（別添「対象品目一覧」）</p> <p>3 酒米 祝及び五百万石</p> <p>4 黒大豆</p> <p>5 小豆</p> <p>ただし、1から5は、令和2年2月から知事が別に定める期間において次のいずれかを満たす場合に支援対象とする</p> <p>(1) 卸売市場における府内産の売上げが前年同月比2割以上減少した品目</p> <p>(2) 契約栽培等を行った場合の販売金額、販売数量、入園者数のいずれかが前年比2割以上減少した品目</p>	<p>1 事業実施主体の構成員が、対象品目の継続的な生産に努めることを確約すること</p> <p>2 事業実施主体の構成員は、収入保険に入っているか、今後加入することを確約すること</p>	<p>1 補助率 定額</p> <p>2 支援単価（10a当たり）</p> <table data-bbox="1496 454 1937 730"> <tr> <td>(1) 茶（手摘み）</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 茶（機械摘み）</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 京野菜</td> <td>30千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 酒米</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 黒大豆</td> <td>30千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 小豆</td> <td>30千円</td> </tr> </table> <p>3 助成金の額</p> <p>事業実施主体の構成員（ただし採択要件を全て満たす府内在住の生産者に限る）による当該品目の作付面積の計（ただし1アール未満は切り捨て）に支援単価を乗じた額</p> <p>なお、1ほ場につき1回限り補助対象面積に算入できるものとする</p>	(1) 茶（手摘み）	50千円	(2) 茶（機械摘み）	10千円	(3) 京野菜	30千円	(4) 酒米	20千円	(5) 黒大豆	30千円	(6) 小豆	30千円
(1) 茶（手摘み）	50千円															
(2) 茶（機械摘み）	10千円															
(3) 京野菜	30千円															
(4) 酒米	20千円															
(5) 黒大豆	30千円															
(6) 小豆	30千円															

事業種目	事業実施主体	対象作物	採択要件	補助率、支援単価及び助成金の額
Ⅱ型	3戸以上の府内の販売農家で組織する団体	<p>1 茶</p> <p>2 京野菜 京都府特産物育成協議会が定めた重点推進品目（別添「対象品目一覧」）</p> <p>3 花き・花木 品目の分類は「切り花類」「鉢物・花壇苗」「花木」とする</p> <p>ただし、1から3は、知事が別に定める期間において次のいずれかを満たす場合に支援対象とする</p> <p>(1) 卸売市場における府内産の売り上げが令和元年同月（ただし令和3年1月は前年同月）比2割以上減少した品目</p> <p>(2) 契約栽培等を行った場合の販売金額、販売数量、入園者数のいずれかが令和元年（ただし令和3年1月は前年）比2割以上減少した品目</p>	<p>1 事業実施主体の構成員が、対象品目の継続的な生産に努めることを確約すること</p> <p>2 事業実施主体の構成員は、収入保険に加入しているか、今後加入することを確約すること</p> <p>3 実施主体の構成員は、I型により同一品目について支援を受けていないこと</p> <p>なお、今後国による支援が新たに実施される場合の本事業の実施については別に定めるものとする</p>	<p>1 補助率 定額</p> <p>2 支援単価（10a 当たり） 30千円</p> <p>3 助成金の額 事業実施主体の構成員（ただし採択要件を全て満たす府内在住の生産者に限る）による当該品目の作付面積の計（ただし1アール未満は切り捨て）に支援単価を乗じた額 なお、1ほ場につき1回限り補助対象面積に算入できるものとする</p>

(別添)

## 対象品目一覧

みず菜、九条ねぎ、紫ずきん・京 夏ずきん、なす、とうがらし（伏見、万願寺等）、えびいも、こかぶ、壬生菜、花菜、キャベツ、ほうれん草、きゅうり、トマト（含ミニトマト、ミディトマト）、葉とうがらし、京たけのこ、えんどう、京はたけ菜、小松菜、春菊、すぐき菜、いちご、聖護院だいこん、聖護院かぶ、ブロッコリー、やまのいも、京かんざし、やまぶき、かぼちゃ、金時にんじん、玉ねぎ、舞鶴かぶ、佐波賀だいこん、じゃがいも、黒愛菜、甘藷、人参、ピーマン、ごぼう、だいこん